板曬法の擡頭とその影響

——清末兩浙鹽業の一側面——

渡邊惇

まえがき
一　板曬法の發生
二　「侵銷」と「傳播」
三　生産狀況
四　私鹽對策の失敗と江浙私鹽集團
あとがき

まえがき

板曬法とは鹽の生産方法の一種である。いわば板を用いた天日製鹽法と考えてよいと思う。この製鹽法に關しては、さきに佐伯富氏が「清代鹽政の研究」において指摘された。すなわち、氏は光緒二十九年江蘇省南通の呂四場において、著名な實業家でありかつ鹽政改革にも重要な發言をしてきた張謇が設立した同仁泰鹽業公司でこの板曬法が實施された點に留意され、これが製鹽の生産コストを低下させた點に注目された。

ところでこの板曬法なる製鹽技術は同仁泰鹽業公司によって獨自に案出されたものではなく、これまで約一世紀にわたる兩浙鹽場を舞臺とした歴史をもっていた。それは從來の中國鹽業史上にみられなかった獨特なものであるが、注目すべきは、この技術が清末の段階において登場したことであり、これが私鹽生産に應用されることにより、矛盾を露呈しつつあった兩浙鹽場組織、官鹽專賣體制が動搖し解體していき、清末の兩浙鹽業の地圖がぬりかえられるとともに、行鹽地である江浙地方に政治的社會的に多大の影響を及ぼしたことである。「浙省之利、惟絲與鹽」といわれ、清朝政府の兩浙鹽への財政的依存度も大きかっただけ

に、支配體制のうけた打擊は甚大であった。拙稿はこの間における板曬法の發生普及の經過と、それが及ぼした影響について概觀したものであるが、資料的制約と能力の限界とによりきわめて不十分なものにおわってしまった。先學の叱正を乞うものである。

一　板曬法の發生

板曬法は、嘉慶年間に、浙江省定海縣の北方にある舟山群島の一島岱山で、王金邦という人物によってはじめられたものという。「岱山鎭志」卷四志鹽「岱鹽說略」をみても、岱山において嘉慶年間にはじめて王金邦によって鹽板が創製され、製鹽方法が煎から曬へ轉換していったことがわかる。[1] この點同書の志人物鄕賢傳では一層具體的な記載がみえる。

岱山地本斥鹵、居民以煎鹽爲業、成本既重、出產亦微、金邦創製鹽板、易煎而曬、岱山遂漸推漸廣、爲出產一大宗、相傳其初作時、因挑鹽匾擔上、有滷見日礙結、及用門板試曬、果能成鹽、且用力少而成速、於是製爲鹽板、相率仿效、至今居民咸食其利。

これによって王金邦による板曬法の發明は單なる偶然というものではなく、その背後に「コスト高、生產の頭打ち」といった岱山鹽業の特殊事情が存在していたことが推察される。

ところで、光緒六年この地を視察した浙江候補知府傅澤鴻の報告書[2]によれば、「岱山は海中に孤峙し、勤儉を尙ぶ風がある。近數十年人口が增加し、種植すべき田がないのに苦しみ、峻嶺といえども隙地のないくらい作物は植えられているが、石多く土瘠せているため收穫は少く、終歲働いても一月の糧に資するに足らない。柴を甬に易え、米を蘇に易う、日常衣食の需はただ鹽に賴るのみ。」とあってこの地における鹽業の占める重要性が指摘されているが、さらに「道光初柴價日昂、改煎爲曬、如是有板人」といい、咸豐以後になれば「柴價較前倍貴、貲本尤多、旣不能煎、復難禁曬」といって技術的改良のやむなきに至った事情が說明されている。だが板曬法を王金邦の獨創にのみ直結させるのは問題で、すでに福建では明代初期に曬法が案出され、以後これが煎法に代って盛行し、[3] 漸次浙東溫台地方にも波及したものとみられ、淸中期以後には溫台地方の鹽場

で坦曬法が行われているのである。[4] 従って岱山へもこうした閩浙地帯での煎から曬への技術的轉換の結果起った影響が少なからず及んでいたものと考えられる。

岱山の鹽業は板曬法が登場するまでは煎煮法が行われていたが、兩浙鹽業全體の中でこれが占める位置はどうであったか。當時兩浙鹽場は江蘇浙江兩省の松江・嘉興・杭州・紹興・寧波・台州・溫州の七府の海岸にのび、三十二の鹽場が嘉松分司と寧紹分司のいずれかに屬していたが、岱山や定海、さらに餘姚・南沙といった諸地域は正規の鹽場に編入されていなかった。[5] だがこれらの地域は製鹽の立地條件に惠まれていたから、早くから「小竈私煎」が行われ、官としてもこれを放置しておくことはできなかったところから、これら非公認の鹽場で生産される鹽を正規の鹽場で生産された鹽のうち、規定額（場鹽）を上回った餘鹽と合せて帑鹽とよび、官帑によって買上げ販運することが行われた。[6] 帑鹽は場鹽が缺乏した時にはそれを補完する場合があり、「浙鹽の大局を維持していく上で與って力あった」[7] のだが、いぜん附隨的なものにとどまっていた。こうした帑鹽の一種であった岱山鹽が、官によってはじめて收買されるようになったのは雍正十三年における徽商方一元の請願によってであった。最初の買上げ高は六千四百餘引で、のち一萬一千四百餘引にあげられたが、[8] 兩浙での場鹽の販運規定總額が八十一萬五千餘引であったのとくらべ、微々たるものであった。

「定海廳志」[9] によれば、明末清初には人口稀薄であった岱山も、乾隆に入ってから鎮海・寧波・紹興方面をはじめ福建・溫州・台州などから客民が移住して急激に人口が增大し、ために「糧價は倍貴した」ともいわれ、しかもこうした狀態のところへ、官帑による岱鹽收買價格が從前每百觔帑銀五錢二分であったのが、嘉慶年間銀の騰貴により、每百觔制錢五百二十文に改められたため、[10] 岱山鹽民の收入は實質上低下することになった。日常生活資料の多くを寧波・蘇州方面から仰がねばならなかった岱山鹽民にとり、清中期以後顯著になった「銀貴錢賤」の傾向が、かれらの納稅、收入面に少なからざる影響を與えていったものと思われるが、かかる狀態を打開する上で、漁業を除いてかれらがえらべる道は、できるだけ元手のかからない鹽を官の收買を無視しても大量生産して販運すること以外になかっ

たのである。しかも岱山から江浙地帶への往復には運搬費がかさむとともに氣候的にも人爲的（海盜）にも多くの危險が伴うため、岱鹽の價格を他鹽場のものより割高にし、販賣地での滯銷を招いて減收を結果したことは往々みられるところであり、この點からも一層コスト低下が痛感されたものと思われる。このように板曬法はいわば岱山の自然的立地條件のほかに、乾隆嘉慶以後閩浙地域にひろがった柴價昂騰の傾向、人口增加、無產者（客民）の析出、「銀貴錢賤」といった社會經濟的諸變動が繼起する中で發生したものであり、そこにまたこの製鹽技術が發展する必然性があったのである。

したがって、以後の板曬法の發展要因を考える場合、「查私竈煎鹽工本較輕、其攤板曬鹽者、更省柴價費用、鹽本既輕、賣價亦賤」[11]といった板曬法がもつ個有の利點のほかに、淸朝中期以後繼起してくる政治的經濟的變動によって兩浙官鹽專賣體制が動搖していった事情が加味されねばならぬ。たとえばこの時期に上述した「銀貴錢賤」の激化によって、鹽稅の主要擔當者たる特許鹽商が沒落しはじめたこと、[12]これにより道光年間には場鹽の販賣は五〇～六〇%におち、[13]さらに白蓮敎、海寇の亂、アヘン戰爭などの內憂外患に伴う臨時支出の增大が加わって官財政の逼迫を惹起し、これによって官帑による岱鹽の收買が漸次不能となり、やがて太平天國が起るに及んでついに停收されるに至ったことである。[14]

この間、岱山鹽業の煎から曬への轉換は急速にすすみ、曬鹽生產は增大していったものと考えられるが、收買を停止され窮迫した岱山鹽民は、咸豐初期に官に對し再三にわたり收買再開を懇請していく。そのため一時松江府張家庫への官運が再開されたが官帑續かず、最後に官は岱山鹽民の「自運自販」を許可する處置にでた。[15]これは事實上私鹽密賣を容認するに等しかった。これに先立ちてすでに官の態度に我慢のならなくなった岱山鹽民は、岱鹽を私鹽としてより大規模に松江地方に流すようになり、しだいにこの地方の私鹽販徒と關係を密にしていく。咸豐元年十月、浙江巡撫常大淳は、その上奏文[16]の中で、「松江府の南の地方は私販の多いことで他處に拔きんでている。江浙兩省の役人が取締ろうとするが一向に成果があがらない。とくに松江府の漕涇地方の南厙北厙は左は大海、右は內河、支河、

船着場に通じた要衝で、江北からやってきた艀舡匪徒が土着の土棍と通じて私鹽密賣をいたる處でやっている。奸徒は私鹽の倉庫を設けて便宜をはからい、この地方の無業の窮民もこれに賴って餬口する者が日に增してきている。武力による取締り（緝私）も經費の點からおぼつかず、梟徒が集衆して閭里を擾害するのを恐れる。かくて定岱產出の鹽を化私爲官するのが得策である」と進言しているが、道光末・咸豐初の時期に岱鹽が松江地帶において私鹽としてかなりの位置を占めていたことがうかがえる。こうした事情を鹽價の推移と關連させてみると、松江府の西北に接する靑浦縣では、次のような事實がみられる。

鹽價自嘉慶以至道光日漸騰貴、計觔鹽三十三文、并觔兩短缺、道光二十年後、漸有私販、價在二十文左右、咸豐時販者多、價亦日賤自十餘文至八九文不等。[17]

これによって私鹽價は道光年間の每觔二十文前後から咸豐時には十文前後に半減しているのがわかる。一般に「曬鹽之成本又功半煎鹽」[18]といわれていることからも、この間の推移が岱山板曬鹽の出現を意味するものであるとみてよかろう。

かくて、咸豐年間に入り岱山板曬鹽＝岱私[19]の發展はその安價、良質の故に急速度ですすみ、太平天國軍の江浙地帶への進出によって官鹽專賣體制が解體するのを契機に一層激しく各地に侵銷していき、これにともなって板曬法も傳播し、それまで各鹽場で採用されていた煎煮法を壓倒していくのである。

註

(1) 「岱山居定海之北、去縣治百二十里、四面環海、居民一萬餘戶、業鹽者十之二、出品以鹽爲大宗、其始亦係設竈煎燒、至淸嘉慶年間、有鄉民王金邦者、始創製鹽板、易煎爲曬、民皆稱便」この文では「業鹽者十之二」とあるが(2)によれば、「瀕海數千戶相率曬鹽…蓋恃鹽爲生已十居六七矣」とあり、私見では後者が妥當であるように思う。

(2) 岱山鎭志、卷二十、餘錄藝文「稟報查點鹽板文」

(3) 「明淸社會經濟形態之研究」中の韓大成の論稿。藤井宏「明代竈田考」（小野博士還曆記念、東洋農業經濟史研究」所收）

(4) 鹽法通志、卷三十五、場產門九、兩浙

(5) 淸鹽法志、卷一百六十、兩浙、場產門一

(6)(7)(16) 淸鹽法志、卷一百六十四、場產門五、帑鹽上

(8)(10)(14)(15) 岱山鎭志、卷四、志鹽、王敬所「鹽務紀畧」

(9) 定海廳志、卷十七、鹽課、光緖十一年刊

(11) 兩浙鹽法續纂備考、卷七、收私一、條款

(12) 佐伯富「淸代鹽政の研究」三二五頁

(13) 兩浙鹽法續纂備考、卷一、票運
(17) 青浦縣志、雜記、光緒五年刊
(18) 兩浙鹽法續纂備考、卷八、收私二
(19) 從來舟山群島には岱山鹽と定海鹽が並存し並稱されていたが、岱山鹽の隆盛と共に、兩者合して岱山鹽または岱鹽と總稱されるようになった。(18)に同じ。

二　「侵銷」と「傳播」

岱山板曬鹽の侵銷と板曬法の傳播を考察するに當り、まずこれを促進させる契機となった兩浙鹽政の變動について一瞥しなければならない。

咸豐三年の太平天國軍の南京攻陷によって江浙地域の支配秩序は混亂し、同十年以後蘇州・常州・松江ついで杭州が陷るに及んで兩浙行鹽地體制は大きく瓦解していった。官側の資料ではこの間の實情を「各所場鹽久停製配、額課虛懸、場鹽任意銷行、官引盡成私販、竈地多經蹂躪、商戶大半流離」[1]と表現しているが、特許商人によるこれまでの專賣體制は相當の打擊をうけたとはいえ、鹽場はそれが太平天國軍の好財源ともなったところから急激な變動はなかったものとみられる。[2] それだけに私鹽の跋扈は激しかった。財源の大宗を絕たれた官側は、同治に入り秩序が回復されるに伴って、軍費捻出策として鹽場に「就場徵課」、行鹽地に「設卡抽釐」の應急策を施し、さらに同治三年になり支配體制再建にともない票運法が施行された。

この法は從來より浙東地方で部分的にみられたものだが道光十年以後陶澍・陸建瀛らによって兩淮に施行された票法改革の成果に範をとったことは明らかで、資力の弱化した特許鹽商に代って、資金をもつ者なら誰でも一定の稅を拂えば票を給して票商とし販賣を許すという方式で、目的は財源確保にあった。この法は同治三年浙江巡撫左宗棠によって布告され、翌年から實施に付されたが、票商のダンピングにより民衆は助かったものの、販賣體制は混亂し、鹽稅收入も芳しくなく、五年になり、「咸豐年間の販賣實績に比べれば缺銷は少いが、定額八十萬五千餘引の半分に滿たぬ三十萬九千餘引[3]」、とくに「蘇五屬（蘇州・常州・松江・鎭江四府・太倉一州）はわずか二・三萬引[4]」といった狀態で不成績に終った。

かくて同治中興の機運が高まる中で、ここにかっての特許專賣制度復活の要求が强まり、同治八年六月に蘇五屬地

帶に引商制がしかれ、ついで翌九年正月には杭州・嘉興・湖州・金華・衢州・嚴州・徽州・廣德などの地方で改票歸綱が行われ綱商制が復活し、杭州・紹興・嘉興・松江の四所に甲商がおかれて兩者を統轄することになった。[5] が、これはまた同治五年李鴻章により淮南に施行された特定票商による「循環轉運法」と傾向を同じくするものであった。こうして多數の民間人による票運法に代って、特定の少數鹽商の請負いによる獨占的行鹽地體制が再興されるに至るが、そうなっても販賣實績は定額の半ばに及ばぬ狀況で、官は商人に課する鹽課のほかにいぜん鹽釐を並徴したから、稅率は一層重くなって官鹽價をつり上げ、私鹽跳梁の條件をますます醸成したのであった。[6]

太平天國以後兩浙鹽政がこのように變轉していく中で、岱山鹽業に對する官の對策も動搖した。一般に板曬法は煎煮法とちがい、板さえあれば滷のある所どこでも製鹽可能であり、生産形態も分散集中がより容易であるところから、官の取締りにはきわめて不都合なものであり、反面私鹽生産には全くうってつけの製鹽技術であった。とくに岱山の場合緝私に困難をきたす海中に位置し、島ぐるみ製鹽に依存しているという事實、しかも前歴からみて岱鹽が半ば官鹽的性格をもっていたことからも、もはや官のとるべき道は、「緝」と「收」のうち後者をおいてほかになかった。問題はその收買の仕方にあった。

同治三年、上述の票運法が岱山にも適用された。鹽民たちが岱山に設けられた立票局で稅を毎觔十一文支拂って票をもらい、鹽を携えて吳淞へ赴き、驗票局での檢査をへて販賣するというものだったが、先に稅を拂うという點で資力の乏しい鹽民は足ぶみし、たった一年で挫折してしまう。[7] 代って翌四年官運法が適用されたが、今度は鹽は官運されても鹽民に金がわたるのは販賣の後ということで二三ヶ月も待たされる破目になり、しかも官運により岱鹽價は割高となって滯銷が目立ち、同治六年には蘇五屬で場・岱兩鹽合して六萬引に達してしまった。[8] ここに窮地に追込まれた鹽民の一團が、同年三月二十三日吳淞報運局に岱鹽の「完全收買、全行給價」を要求しておしかけ、聞き入れられないとみるや、「局員を毆打し、器具衣食を破壞し、官兵が逮捕に及んでもなおこれに反抗する」[9] という暴動に發展した。地方官憲は彈壓に向うと共に、首謀者の逮捕につ

とめたが成功しなかったといわれる。資料的制約で暴動の内容性格が具體的につかめないが、暴動の主體が直接製鹽者＝岱山鹽民であったことは疑いなく、組織性を缺きながらも、かれらの精一杯の抵抗がこうした形で現われたものと思われる。これに對し、浙西官鹽總局は直ちに吳淞報運局を閉鎖し、岱鹽の收買を完全停止し、取締强化の態度にでたが、このことは岱山鹽民のうち官への依存度の强かった者にも官との訣別の機會を與え、販私への依存をより廣範なものにしていったと考えられる。

こうして咸豐末から同治にかけての兩浙鹽政の變動と官の不十分な私鹽對策は岱山板曬鹽の私鹽化にますます拍車をかけることになる。

岱山板曬私鹽の最大の販出地域は長江デルタ地帶の一角蘇五屬地帶であった。同治二年、浙江巡撫左宗棠の言によると、「松江地方の鹽場の產鹽は衰旺一ならず、定海所產の岱鹽が吳淞・瀏河などより太倉各屬へ侵灌し、大約松所の場鹽は十之二・三、岱鹽は十之七・八を銷している[10]」といい、また同治十年になると「蘇松太等屬常熟・昭文・崑山・新陽・華亭・婁縣・南滙・上海・青浦・奉賢・金山・太倉・鎭洋・嘉定・寶山等十五州縣海私之源岱鹽居多、餘(姚)鹽次之[11]」といい、さらに「蘇松太沿海州縣五百餘里之沙塗、在在可以侵灌、仍泛濫於十五州縣之中而岐分於蘇屬之吳江・震澤・長州・元和・吳縣、常屬之無錫・金匱・宜興・荊溪等縣者、係由海而淞浦太湖者也[12]」とあるように沿海地帶はもちろん太湖周邊の內陸まで侵銷していっている。かくて翌十一年には兩浙鹽運使をして「岱私侵灌蘇松常太各屬、幾至官引不行[13]」と嘆かせたのだった。同年蕭山の鹽場大使詩原の調査[14]によれば岱山の曬板數は十九萬二千餘塊に達したという。

岱鹽の侵銷はまた浙西にも向い、「今岱山鹽之旺產、旣十倍於昔、而曬鹽之成本、功半於煎、侵灌浙西、爲患最甚[15]」といわれ、岱鹽の生產は十數萬引を超えるにいたったものと思われる。一方、浙東の紹興・寧波方面へも侵銷したが、浙東地帶はむしろ板曬法をとり入れて擡頭した餘姚鹽やその他の私鹽・閩鹽などが大きな比重を占めるようになったものと考えられる。

岱山板曬鹽の各地への侵銷に伴い、板曬法の製鹽技術が各地の鹽場へ傳播されていくが、この板曬法が傳えられる

前は兩浙各鹽場は全部煎煮法によって製鹽しており、改曬前の岱山と同様コスト高に悩んでいたものと思われる。したがって曬鹽の立地條件に適した鹽場では急速にこの法が取り入れられていった。鹽法通志[16]には板曬法の傳播發展系路が次のように記載されている。

板曬之法、創於乾嘉年間、初僅岱山一處、卽而餘姚之石堰場、松江袁浦等場相繼仿場、光緒末淮南呂四場亦有行之者。

これによると、板曬法は岱山→餘姚・松江→南通といった順序で繼起的に傳播したものといえる。

傳播の時期、程度からいって最も早くかつ激しく影響をうけたのは餘姚であった。「餘姚六倉志[17]」には「曬鹽於咸豐壬子（二年）年用泥板、咸豐末岱山鹽板夾潮水衝、依式改用木板」とあり、咸豐の初期に用いられた泥板が餘姚の獨創であったかどうかはよくわからぬが、時期的にみても、すでに岱山板曬鹽が廣範に普及している時でもあり、おそらくはその刺戟をうけて作られたものであり、咸豐末になりそれが木板に改められたと解していいのではないかと思う。泥板による曬鹽生産がどの程度普及していたかはわからぬが、その後における餘姚板曬鹽の生産はこれまたかなりの速度で進んだらしい。その場合も「咸豐十年以後、官鹽不行、場滷不銷、而滷産更多、乃改用曬板、攤曬成鹽[18]」といわれ、餘姚でも太平天國運動による鹽業事情の變化が板曬法の隆盛に大きく關係していた。

餘姚鹽場で特出すべき點は、製鹽の原料たる滷が極めて豐富であったことである。地圖でみてもこの地域の海岸線は扇狀形に出張っており、滷の採取できる範圍もかなり内陸にまで及んでいた。從って古くからこの地域の滷が杭州・紹興・嘉興各地方の滷の産出の衰えた諸鹽場に販出され[19]、官側はそうしてまでも傳統的な鹽業秩序を維持しようとしたのであった。滷を産する餘姚の沙塗は俗に「子母之別」があったといわれる。「子沙」とは地盤の上昇によってできた海岸に面した新しい地域を指し、地勢は低く潮汐がひっきりなしにやってきて出滷は豐富で、しかも舟運に便利なため他處へ販出する滷はここのものが用いられた。これに對し、「母沙」は海岸からかなり内に入ったところにあり、舟運通せず、時たま大潮がくるくらいで滷も不純で、この滷を販出することは運送費がかかって採算が合わ

ないため販賣を願ってでる人はいなかった。ただ曬鹽はできた。[20] したがって板曬法もはじめはこの地域で行われたものと思われ、それが鹽政の變化で官鹽が滯銷し、子沙から販出されていた場滷が賣れなくなったので、この滷が板曬に用いられるようになり急激な發展をみたものと思われる。

同治中興期に入り、鹽政が再興され再び滷の販出が行われるようになっても、滷がきわめて豐富であったため一向に曬鹽生産がおびやかされる心配なく、[21] 加えて孤立的條件の下におかれた岱山と異り、餘姚は背後に廣大な浙東山間地を控えており、同治に入ってこの地域が餘姚鹽場の直接製鹽者の供給地の役割を果すことになるのである（後述）。かくて同治二年には「餘姚沿海貧民、又以刮滷攤板、曬鹽不費柴火、是以近年以來、該處曬板之鹽較之各處最多」[22] といわれるようになり、曬板數は同治六年に六・七萬塊、十年には十萬塊を超え、[23] 産數は餘姚合して五六十萬引に達したとまでいわれるようになり、[24]「浙西に侵灌すること十之七・八、浙東十之二・三、その害は實に岱私と相埒しい」[25] とされた。

こうした餘姚板曬鹽生産の隆盛は、この地方にこれまで廣範に行われてきていた煎煮法を衰退させた。この點について同治十年の段階で「昔之窮黎私曬、今則十倍於煎」[26] といわれる狀態となり、それはまた煎煮製鹽施設の一つであった鹽舍が逐次減少していった事實にも示される。餘姚六倉志[27] には「餘姚では板曬法が行われる前は燒鹽法のみ行われていた。雍正二年に浙江巡撫李衛が鹽商に金を出させて廠をつくり、沿塘に四十五條の鹽舍をつくった。太平天國の後も大鹽舍は三十六家、小鹽舍は無數存したが、曬板の興るに及んで鹽舍は漸減し、光緒の初めには大鹽舍は七ヶ處あまり、光緒末年になると大鹽舍はわずか四座を餘すのみとなり、民國七年一月に至って法令で停止された」とある。かかる事實からみても餘姚曬鹽は主に同治年間に入ってから急速に發展をとげたわけである。

餘姚のほか、東寄りの鎭海縣の清泉・龍頭・穿山・長山の諸鹽場でも咸豐同治の間に改煎爲曬が行われ、一萬一千二百餘塊の曬板を備えるに至る。[28] また鎭海縣の南、鄞縣の大嵩場は民國に入って改曬している。[29] 一方餘姚より西寄りの蕭山・杭州・海寧などの諸鹽場では、「蕭之海滷利於竈

煎而不利於板曬、殆亦海滷强弱之有異、相沿不改」[30]といわれ、改曬は行われなかった。

餘姚と並んでもう一つの主要な板曬法の傳播地域は松江鹽場であった。ここは岱私・餘私の侵銷が最も激しかった地方だけに、ここの煎煮鹽場がうけた打擊は大きく、生産も低調を續けたが、後述するように光緒六年に岱山餘姚の私鹽を大規模に收買しようとするプランが官によって出される頃から生氣をとりもどしたようで、兩浙鹽運司惠年の調査によれば、光緒七年袁浦場を筆頭に青村・横浦・浦東各場合せて曬板數は五萬七千餘塊に達し、なおも「竈戶は任意に板片を私製し、改煎爲曬し利を圖らんとした」[31]といい、光緒末年には十數萬塊を超えるに至った。しかも改煎爲曬を行った者の中には土着の竈戶のほかに外來の客民で板を携えてきたものがあり、松江府華亭縣知縣楊開第がこれらの大半が餘姚・岱山・鎭海・定海などからきたといっている[32]のは注目に値しよう。この他に江北の南通呂四場の板曬法があるが、これについては後述したい。

以上咸豐同治以後の岱山鹽の侵銷とこれにともなう板曬法の兩浙諸鹽場への傳播の經過を概觀してきたが、行論に用いた史料の中にはともすると太平天國運動の波及により鹽業が劃期的に變化し、そのために板曬法が擡頭したかの印象を與える記述がみられるが、それらがおおむね誇張であることはいうまでもなく、板曬法の盛行はそうした事情がもたらした影響とは密接に關係しながらも、本質的には生産コストの面での有利性、生産形態の集散が容易で私鹽生産にうってつけであったといった諸點にあり、これが清中期以降の社會經濟的事情と結合したところに盛行の根本原因があったのである。

註

(1) 清鹽法志、卷一百六十八、運銷門三、商運
(2) 兩浙鹽法續纂備考、卷一、票運には「以官鹽論、杭嘉松各場竈、無不沿海僻處、雖經賊擾、受害尙輕、一自肅淸、人多復業」とある。
(3) 兩浙鹽法續纂備考、卷一、票運、同治五年八月
(4) 右同じ　卷八、收私二、岱私
(5) 淸鹽法志、卷一百六十五、場產門三、帑鹽下
(6) 〃　卷一百七十五、徵榷門一、商課一、概觀
(7) 岱山鎭志、卷四、志鹽、「鹽務紀畧」
(8)(9) 兩浙鹽法續纂備考、卷十一、條案二
(10) 松江府續志、卷十六、田賦志、鹽法、光緒十年刊
(11)(12)(18)(19) 兩浙鹽法續纂備考、卷六、復地條陳
(31)(32)

(13) 右同じ　「試辦商收岱鹽」
(14) 岱山鎮志、卷四、志鹽、「岱鹽說畧」
(15) 兩浙鹽法續纂備考、卷八、收私二
(16) 鹽法通志、卷三十五、「鹽具」
(17)(27) 餘姚六倉志、鹽法、民國九年刊
(20)(21)(23)(25)(26) 兩浙鹽法續纂備考、收私一、餘私
(22) 右に同じ、收私一、條款
(24) 「以私鹽論、除向有淮私、岱鹽久爲大宗、賊擾之後、曬板日多、衝銷日廣、又增以近年新添之餘姚曬鹽、每年亦共五六十萬引」(2)に同じ
(28) 鎭海縣志、卷六、鹽課、民國二十一年刊
(29) 鄞縣通志、食貨志一、鹽業、民國刊
(30) 蕭山縣志稿、卷六、田賦門、鹽課、民國十一年刊

三　生　産　狀　況

ところで板曬法による生産狀況が當然問題になるわけであるが、これに關する資料はきわめて乏しいため、ここでは問題提起の意味をも含めてわかっている範圍内でのべてみたい。

板曬法の主なる生産手段は鹽田と曬板である。鹽田は煎曬を問わず採滷のための場であり、岱山は地形の關係から鹽田は海潮に沒しない山裏に多く設けられ水車で海水を汲みあげる。廣さは二・三畝から十餘畝ぐらい。餘姚の場合は海潮が運んできた沙土が堆積して草地となったところを數年おいて草を刈取って造った。曬鹽の器具たる曬板は材料は杉が多く、形は長方形で二對一ぐらい。普通縱が七・八尺、巾三・四尺ぐらい。周圍に貯滷を都合よくするため深さ一・二寸の闌がつけられ、板面はなめらかにするため適度に削られ、漏穴、隙間は接合濟（油灰）や板で補完するなど曬板の製造にはかなりの注意が拂われている。このほか最低必要な器具として鹽爬（まくわ）、鹽鏟（しゃべる）、鹽籮（たけかご）、扁擔（てんびんぼう）などがある。(1)

生産方法は製滷と曬鹽の二工程に分れ、製滷は煎曬共通で、兩浙では刮土・曬灰の二法が行われている。刮土は泥土を用いて採滷するもので岱山餘姚をはじめ多くの鹽場で行われ、曬灰は泥土の代りに灰を用いるものである。なお詳細は紙幅の關係で省略する。曬鹽はできた滷を曬板に注ぎ日に晒すのであるが、大體板一枚で四～七月の夏期には一日二回曬鹽できて五六觔産し、秋冬では半分以下におちる。鹽法通志、兩浙の項には、「凡製滷者不皆從事煎曬而煎曬者亦不盡先事製滷、恒通工易事、互收其利」とあると

ころから、製滷と曬鹽では分業が一應成立していたものとみられる。

曬鹽が煎鹽に比べて有利であることはさきにのべたが、直接生産に從事する製鹽勞働者の勞働は非常に苛酷であり、ほとんど家ぐるみの勞働であった。岱山鎮志には「惟曬鹽雖視煎鹽爲便、然其成鹽之方法、亦非經數十手足之力不爲功[3]」とあり、前述した傅澤鴻も「人無虛口、老幼婦女通力合作往返六七次始能成鹽、或潮夜至恒至四五更起不憚其勞、蓋較之煎燒所省者惟柴薪耳、若論人力則實倍之[4]」と記述している。

曬鹽生産に用いられる鹽田と曬板は鹽民の最大の財産でもあった。「岱山人が家産を計算する時は、ちょうど塞外人が馬の數をはかるように、多く鹽田と鹽板數をはかって決めた[5]」といわれ、從って「其貧富視場板爲歸、有板則生、否則無以度日[6]」とも極言された。佐伯氏も「中國では木材は高價であって竈戸では多數の曬板を購入することは不可能であったらしい[7]」とのべているが、確かに曬板は高價であった。民國に入ってからの資料であるが、鄞縣の大嵩場で改煎爲曬が行われた際、一曬板の製作費が三元かかり、一家を維持するのに三十塊必要で九十元の費用が求められたが、大嵩場鹽民の生計では賄えず、「鹽民借錢局」を創って資金を融通したという。[8]一方鹽田も騰貴する傾向にあった。餘姚鹽場の例であるが、製鹽者が少なかった頃は丁主（地主）から每畝銀二・三角で購入でき、自由に開闢できたが、人口增加に伴い田價も漸貴し、土質の製鹽に適するか否かによって每畝一・二元から十餘元に達した。[9]こうした事實から推して、一般の獨立製鹽者＝鹽民の鹽田・鹽板の所有には限界があり、おくれて鹽場に移住していった無產者にとっては獨立した製鹽はきわめて困難であったと思われる。

同治十年七月松江甲商許慶曾の上奏文[10]に「岱地情形、塗多田少、窮黎刮淋爲活、大戸該板、小戸曬鹽、日產日售、藉爲餬口」という記載がある。これによって大雜把ではあるが、岱山では極貧層が製滷に從事し、大戸が板を備えて小戸が曬鹽するという關係にあったことが推察される。窮黎はおちぶれたか或は遲れて移住した無產者で、おそらく鹽田を小戸や大戸から借りて製滷したものと思われる。小戸の實態はこの資料だけではわからぬが、自己の板をもっ

と共に大戸からも借りて曬鹽した者で、板戸と稱されるものがこれに相當するのではないかと思う。民國三年の統計では岱山板戸は二千二百八十五戸に達している。[11] 大戸に關してもよくわからぬが、同治十一年岱鹽が收鹽商人廠商によって收買された時に、在地の紳董柱首らが收買の仲介の役を果し、「包收包運、自多分肥」[12]したといわれ、また光緒七年には鹽務董事に選ばれた八人の紳士長老と共に柱首が板戸の板の取締監督の責を負わされたとの記載があるところから、多分こうした在地の名望家有力者を含んだものと推察される。だが注目すべきは上掲した廠商による鹽場支配が一方で進んでいたことである。岱山鎮志、卷四志鹽附錄[14]には次のような記載がみえる。

「岱山向無灘地井竈名目、調查官板計十九萬零五百六十塊、又倉棚四百五十六間、計可儲鹽三千六百七十萬斤、均係廠商建設、並非官有」

これにより民國四年には曬板の大半が廠商の所有に歸していたことがわかる。官板の外に私板が相當數あったから完全支配とまではいかなかったと思うが、廠商が岱鹽の收買をはじめた光緒初頃から廠商資本の生產面への侵透がすすんだものとみえる。廠商とは岱山餘姚の板曬鹽を專門に收買する鹽商で、兩淮の場商に匹敵するものとみてよく、これには蘇五屬の引商のうち最も富裕なものが充てられた。寧波出身で民國初期の鹽政改革家景本白はこの廠商について、「一方面以廉價重秤收鹽壓迫鹽戶、一方面以高價售與運商而致厚利」[15]とその性格を喝破しているが、岱山鎮志には廠商の收買に關する一事例として、光緒十三年岱山板戸劉咸茂らが洋價每元錢一千八十文の比率で鹽を賣ろうとしたが、廠商は比率を每元錢一千一百四十文につり上げて收買しようとし、板戸との間に紛爭が起ったが、蘇五屬の甲商（引商・廠商の總商）の壓力で廠商の立場が貫徹されたという記述[16]がある。こうして地方官憲を凌ぐ權力をもったといわれる甲商・廠商の支配の下に鹽民の困窮はまし、不滿は累加していったわけで、辛亥革命に際しては「岱山鹽民が鹽務組合を設立して千餘人を聚衆して商廠を顚覆しようとした」[17]とさえいわれる。またこの時、兩浙でも鹽政改革が行われようとしたが、廠商が反改革の先鋒に立ったために挫折してしまったという。[18] 淸末になり岱山鹽場は次第にこうした前期的性格の濃い廠商資本によって支配統合さ

れ、兩淮にみられる場商による問屋制的生産組織の如きものが出現していたものと考えられる。

餘姚鹽場においてはこうした事實を示す具體的資料に乏しいが、結果的には岱山と同様のコースをとったものとみられる。餘姚鹽場は先述したように左右に正規の煎煮鹽場を控え、浙東の山間地を背負うという環境におかれていたが故に、その發展はそれらとの關連をぬきにしては論ぜられない。特に餘姚鹽場の製鹽勞働力の多くは、こうした山間地から動員されたのだった。餘姚六倉志は明代以來の餘姚鹽場の變遷をのべたあと次のようにいう。

「至清雍正朝丁攤於地、而地之業戶皆係本邑土着、乾嘉以來、丈地分丁、近數十年山會客民入境、願賃滷地刮泥攤曬蒸滷爲業、六倉丁戶憫其窮無所依、既賃之地弛其租、由是來者益衆、生齒日繁、濱海一帶、自成風氣沮、商廠林立推廣運銷、」

この資料から推して、乾隆嘉慶以降、餘姚鹽場の生産關係に一つの變化が起ったことがわかる。乾隆嘉慶年間に鹽場の土地丈量が行われて土着の丁戶に土地が分與され、これが鹽場の所有者となるに至ったが、その後同治初頃、浙東の山間地帶から客民がやってきて丁戶から滷地をかりて煎曬するようになった。この頃には鹽田の價格も昂って客民には購入できなかったものとみられる。かれらは別に溜戶ともよばれた。同治十二年鹽運使宗室靈が「查溜戶刮淋蒸滷配煎、本與佃戶承種民田無異」[19]といっていることからも、丁戶と溜戶の間に地主佃戶關係が結ばれたわけである。かれらは製滷に從うほかに曬鹽に從事するものもいたわけだが、曬板數は同治十二年で十萬塊を超え、光緒四年では二十二萬に達するという急激な增大を示していっており、そうした中にあって官が鹽板の增加を抑えるために「富戶出租之板可毀、貧戶仰藉之板難盡毀」[20]と言明していることからみて、岱山にみられた大戶—小戶と類似の關係が餘姚でもすすんでいたことが推察されると共に、すでに官が直接曬鹽者による生産增大を抑えきれない狀態に達していたことを示している。この間にあって上掲資料の「商廠林立推廣運銷」という記載からみて、岱山同様廠商資本の鹽場進出が次第にすすんだものと思われる。

註

(1) 岱山鎭志（民國十六年刊）、定海縣志（民國十四年刊）、餘姚

六倉志（民國九年刊）、鹽法通志（卷三十五、場產門九）などによる。

(2) 卷三十五、場產門九

(3) 岱山鎭志「岱鹽說略」

(4)(6)(13) 右同、「寡報查點鹽板文」

(5) 右同、卷二十、附錄岱山游記

(7) 「清代鹽政の研究」六六頁

(8) 鄞縣通志、食貨一、鹽業

(9) 餘姚六倉志、鹽法

(10)(12) 兩浙鹽法續纂備考、卷八、收私二、岱私

(11)(17) 岱鹽鎭志、卷四、志鹽

(14) 民國四年九月一日付江日報の記事を轉載したもの。

(15)(18) 鹽迷專刊、卷一、第二期「鹽務革命史」

(16) 岱山鎭志、卷十三、人物、莫文田

(19) 淸鹽法志、卷一百六十五、場產門三、帑鹽下

(20) 兩浙鹽法續纂備考、收私

四　私鹽對策の失敗と江浙私鹽集團

同治末年から光緒初年にかけて、官の岱私餘私に對する對策は一つのやまばをむかえた。そこには先述せる同治中興の相對的安定を背景として、同治八・九年に復興した引商制、綱商制の再建强化という問題があった。だが、蘇五屬の引商制は同治十一年において、「招商認辦以來、已及四載、銷數日短、缺課日增、淮岱餘場各私處々侵灌、以致巡務顧此失彼、銷數實無把握」[1]「若不亟圖變計、商人賠課力有難支、必至紛紛請退、引地盡廢」[2]といった重大な危機に直面していた。蘇五屬引地の再建は餘姚兩私の收買いかんにかかっていた。かくて杭州・嘉興・松江三所の甲商によって、同治十年十一月岱私、翌十一年二月餘私の收買が決定され、[3]鹽商が官に代り收買を擔當することになった。岱山では甲商許慶曾が當地の情形に熟知した定海擧人陳寶康を廠商に任じ、四廠を設け在地の有力者たる柱首・紳董に收買を手傳わせた。[4]これまで蘇五屬地帶の販運規定額は三十萬引であったが、太平天國以後の實際の販賣額は三～五萬引にすぎず、この時の當面の販運目標額は六萬六千引におかれ、うち半分が岱私の收買に當てられた。商收は岱山で收買を行う外商（廠商）と蘇五屬で販賣に當る內商（引商）の二手に分れた。かくてかろうじて資本十數萬が調達され、八ヶ月おくれて十一年八月から收買が開始され、十一月までに九千引が蘇五屬張家庫へ運ばれたが一向に賣れない。理由は收買價格がやや高すぎ、內商外商の二手を經たため運搬經費がかさんだこと、柱首・紳董らが中飽した

ことなどにより、岱鹽價が場鹽價を上回ったことにあった。[3] しかも收買額は月四千引で岱鹽全體からみれば氷山の一角を削取ったにすぎず、一方同じ張家庫には梟販の巣湖船四五百號が雲集し、十一年正・二月の二ヶ月間で十萬餘引の岱山私鹽が陸揚げされたといわれ、[6] こうしたことからも收買販運に當る廠商引商をますます尻込みさせた。かくて二年足らずで「商本不足、閉廠停收」[7]してしまう。全く「上に虚恩あり下に實惠なき」[8]商收に終ってしまった。

かくてこの時期の浙西蘇五屬の引商による販運額は規定額の五分の一以下に低迷した。そこで再び奮起した杭州・嘉興・松江三所の甲商が引商によびかけ、光緒六年八月十ヶ條の「餘姚曬鹽板片給價收買並運章程」[9]を定めた。主眼點は①餘岱兩地の曬板數を査定してこれを制限すること。岱山は現存する十九萬一千九百八十三塊の板を十八萬九千九百塊に減じ、餘姚は二十二萬五千六百六十五塊を十八萬一千一百十六塊に減ずる。增板を防ぐため十家を一組として連座制を採用した。②板には官が烙印して官板としての證明書を出し、官板から產出される鹽は廠商が責任をもって收買するというものであった。廠商には蘇五屬引商のうちで最も富裕とされた張恒源、張順商の二商が充てられたほか、別に中小の引商が合資して「安大」という合辨組織を創りこの三者が當ることになった。とにかく曬板の增大を嚴格に抑えて徹底的に收買しようというプランが打ち出されたことは、數十年來餘岱の曬私に患わされてきた地方官憲・鹽商にとって、「實に千載一時の會」[10]であったわけで、今まで曬板の實態に頓着しなかった官側が腰をすえてこれと取組む意欲を示すに至ったことと共に、板曬鹽場公認化への道を開いたものともいえよう。

ただこのプランが事實上どの程度の成果をあげ得たかということになると悲觀的材料しかでてこない。東華續錄[11]によると引商による蘇五屬への販運額は、光緒十五年にはよくなっても規定額の三分の一に及ばず、二十九年には十二萬引足らずという狀況にとどまっている。官がどの程度增板（私板）を抑え得たかは疑問である。例えば餘姚では民國三年當時で官餘（私）兩板合して三十七萬塊に達し、[12] 岱山でも私板は官板の五分の四に達したという。[13] 加えて前述せる廠商が「廉價收買」を强行することにより、より多くの製鹽者を販私に追いやったものと思われる。

ところでこの時期における岱私をめぐる一つの新しい現象として、岱鹽が長江流域へも大規模に私販されはじめたことである。光緒八年四月兩江總督左宗棠は兩淮の私鹽の害について湖北の川私、湖南の粤私に言及したあと、「其意外之私、如浙江岱山所出之晒鹽、價極廉而產極旺、寧波釣船夾板洋船公然裝載、由海口駛入長江、挿用洋旗、不服盤詰、內地輪船亦然」[14]と言明している。鹽法通志[15]によると、汽船は英國船が多く招商局も含まれたらしい。湖北督銷局は「他の私鹽は局卡で釐稅を支拂うのに、岱私だけはノンストップで通過してしまう」となげき、「課餉を礙げること甚鉅」實に「鄂省心腹之害」であるとして取締强化を訴えたのだった。主要運搬者については總稅務司は船中の水手・煤手であるというが、中國側は毎年查獲する岱鹽だけで二・三萬斤を下らない所から、水手の資力では賄えないとみ、明らかに闇商業資本さらに外國資本の動きを想定している。西歐列强の進出が思わぬ所に波及したものである。

さて、ここで今までのべてきた板曬法の兩浙諸鹽場への普及とそれに伴う變貌の實態を總括する意味で、宣統二年に浙江巡撫增韞が中央政府の督辦鹽政大臣あて提出した「整頓兩浙鹽務要畧[16]」の一斑を紹介しておきたい。

「兩浙鹽務は從來煎曬並行し、侵越がなかった。近年板盛竈稀となり、煎鹽（總產額約二十萬引）の販路は日に縮少し、曬鹽の生產は日に增してき（總產額約六十萬引）產額の大宗はかえって三十二場の外に移った。現在產鹽の最も多い所はまず餘姚・岱山（產額各々約二十萬引）であり、これらはもともと正規の鹽場ではない。次が松江の袁浦青村橫浦等の鹽場（產額約二十萬引）で亦板曬之鹽である。ところで煎鹽各場は廢弛したもの多く、煎鹽の竈は原額の半に及ばず、龍頭等場などは封竈停煎して農業に改めてしまった。思うに各場沿海の漲沙が日に多くなり、潮水鹹水が次第にうすくなり、これが滷汁を不濃にさせ、甚しきは滴滷無出となる。そうするとどうしても餘姚の滷を買って煎製しなければならなくなる。ところが近年滷料薪工の騰踊しないものはなく、成本重く、售價は昂り、商人は貪賤舍貴して往往曬鹽に改購するようになり、從って煎鹽の販路は日に短縮し、竈戶は商收漸少によって、經費のやりくりがつかず煎製する力がなくなり、廢竈はさらに多く

なる。曬鹽は成本輕く產は旺んで價格は廉い、官・私板數は散漫無稽で、商收は販賣額に限りがあり、餘鹽（約四十萬引）は悉く私販に供せらる。竈場では產銷俱に不足しているのに、曬場では產は銷を上回っている」（カッコの產額は增鹽の見積額である）兩浙鹽業の重心は完全に非公認の餘姚岱山の板曬鹽場に移り、官公認の傳統的煎煮鹽場は次々に姿を消し農業に改めていったのである。こうした兩浙鹽業の變貌を、兩浙と半ば同じ運命に直面していた淮南鹽場の一角南通にあって「永らく鹽事に習聞した」という張謇がどのように受けとめたであろうか。これまで淮南鹽業は中國最大の行鹽地を背景に繁榮を誇ってきたが、淸末において蕩草を燃料とする煎煮法がコスト高で行詰り、海岸線の變動が加って衰退を示し、兩淮鹽業の中心は曬法に依る淮北鹽場に移った觀があった。張謇はこうした淮南鹽場の打開策として、これまでの煎法を改良した「聚煎マニュファクチュア」をはじめると共に、コスト低下をねらって板曬法を採用したのである。そして一方無用となった鹽場草地に鹽墾公司を設立し、草地を開墾して植棉することによって實業の發展をはかったのであった。[17] なお張謇の鹽業經營の詳細については別の機會にゆずりたい。

最后に板曬鹽を江浙地帶に私販した私鹽販徒、私鹽集團について少しみてみたい。この地域における私鹽販徒は大小二つに分れる。小は「土梟」と稱されるもので販運高も數百斤を超えず、主に海濱で自煎自曬した者が行い、販私領域も限界があった。これに對し大なるものは普通官憲から「梟匪」「鹽匪」とよばれ、船數十百艘を連ねて出沒するもので、ふだんは民と雜處して販私と賭博によって生活し、集團をつくって橫行し、時には「强借强索」、「擄人勒贖」、「白晝搶刦」を行い、官兵がきても少數ならば手向い、兵多ければ地形の錯綜した太湖デルタ周邊のクリーク、船着場に逃込んで民を裝う。かれらの巢窟は一定しておらず、民匪雜處してしまうと地形に熟知した官兵でも手の下しようがなくなる。中には緝私兵よりも速い船をもち、優秀な武器を携帶しているものもいる。[18] こうしたクリークを通路とする複雜な地形と稠密な人口密度をもった江浙地帶は販徒の活動に絕好の場を提供した。これら販徒は土着の者より他地方からの客民が多かった。陶成章はこれを①浙東溫州台州地方、②江北皖北地方、③江南皖南浙西

地方の三つに分け、①を主幫、②を客幫、③を巣湖幫とよび、三者は慶幫とも總稱され、組織方法、口號・暗號などに獨自のものをもち、天地會、洪門の系統をひき、哥老會とは兄弟結義の關係があるといったとらえ方をしている[19]が、官製資料では、たとえば光緒三十四年嘉興湖州一帶で盛行した梟匪について「查此項匪徒、……其籍貫以皖省之焦湖（合肥）人爲最多、兩湖人次之、溫台人亦雜其間[20]」とあり、湖廣を除けば、陶成章の分類に一致している。したがって匪徒の出身地は大雜把にみて上記の陶成章が區分した三地方のほかに④湖廣地方を加えた四つの地方が主たるものであったとみてよかろう。

また官製資料には「浙西青紅幫匪、太湖之鹽販、蘇松一帶の青皮光蛋[21]」「通州常熟江陰等の哥老會糧幫[22]」といった記述がみえ、梟匪は江浙地帶でも地域により呼稱、性格を異にしていたようである。が、これらの集團に共通する點は、例外なく私鹽販賣を業とし、これを經濟的基礎として强固な祕密組織を結成し、組織的に行動した反社會的反體制的集團であり、さらに反滿的傾向をもったものもいたことである。江浙地域特有の立地條件と、周圍に岱山・餘姚・松江・淮南などの尨大な鹽產地が存在したことはこれらの反體制的集團の成立存續の社會的經濟的基礎條件となり、かれらはこうした鹽產地と江浙地帶との間に錯綜する私鹽販賣網に組み入れられ、これに支えられて雄大な勢力を保ち、さらに統合化される傾向にあった。

ところで反體制的集團といっても、清末の變動する政治的諸情勢の中にあって、それらがたどる方向はさまざまなものがあったわけで、紙幅の關係からここでは示例として、徐寶山、余孟庭という大小二人の鹽梟がたどったコースを示しておきたい。

徐寶山は本名を徐懷禮といい、鎭江丹徒縣の出身で、光緒二十五年五月七濠口で「春寶堂」を設立してから勢威をあげ、やがて揚州十二圩を本據とし、任春山、許蓉齋を左右の腹心とし、各地の梟販を服屬させて販私圈を廣げるに至るが、その規模は「上は大通蕪湖漢口江西より、下は江陰に至るまで長江千餘里、時に該匪の私鹽船その間に出沒するもの多く七百餘號、黨衆萬餘[23]」と稱され、淮北及餘姚鹽場にも支配が及んだという。酒井忠夫氏によれば[24]、清末長江流域において强大な勢力をもつに至った哥老會、とく

に下流域の都市哥老會の擡頭の基礎條件をなしたものは上海を中心とする長江デルタ地帶の私鹽流通網にあり、徐寶山はこれらに勢威を張ることにより、下流域の哥老會の勢力を結集させる上で與って力あったと指摘されている。かくて光緒二十六年長江流域において唐才常らによって計畫された自立軍起義には、徐寶山は下流域の哥老會の勢力を率い、自ら「兩江兩湖兵馬大元帥」と名のって、湖廣哥老會首領馬福益らと共にこれに參加し、清朝支配を震撼させたのだった。しかし起義は挫折し、のち徐は兩江總督劉坤一に懷柔され、辛亥革命には反動的立場に立つことになるが、その間も依然として下流域の私鹽流通網の支配權を維持し「揚州の一角に傲然として一覇王を以て」君臨したのだった。

これに比べ規模は小さかったが、光緒三十三年から翌年にかけて、前述の陶成章の指摘した客幫からでた余孟庭（安徽盧江人）、夏竹林（安徽巢湖人）らは、江浙革命黨と通じ明らかに反滿的革命的であった。余孟庭は販私の途上、梟魁の清朝に降る者を攻めて軍器を獲得し、やがて「不許擾亂鄉民、不準妄殺無辜」といった軍規をつくって部下の紀律を正し、一方嘉興湖州地方の「州縣の局卡を焚いて清吏を逐い、清吏及富家の積粟を奪って饑民に賑し」清軍と蘇州・松江・嘉興・湖州・寧波の間に大小四十回の戰いを交え、その名は「沿江上下流諸省に響いた」といわれる。最後に奮戰の末捕えられ、清吏は余を懷柔して殘黨の殲滅に役立てんとしたが余は受けず、三十六歳で死んだ。その間、すでに徐錫麟による恩銘暗殺事件、浙路拒款風潮になどよって動搖していた清朝は南京守備を名目に大將姜桂題に北洋練兵一萬人を率いて南下させたくらいで、その心膽を極度に寒からしめたのだった。

清末において先進的經濟圏＝江浙地域に對する清朝政府の經濟的依存度が一層强まる中で、江浙の反體制的私鹽集團のたどったコースはさまざまではあったが、それが清朝支配に與えた脅威はきわめて大であったといわねばならない。

註

(1) 兩浙鹽法續纂備考、卷八、收私二、岱私二
(2)(5)(6) 岱山鎮志、「鹽務紀畧」
(3)(9)(10) 清鹽法志、卷一百六十五、場產門三、帑鹽下
(4)(7)(8) 東華續錄、光緒十五年八月、二十九年十二月

(12) 餘姚六倉志、鹽法
(13) 定海縣志、鹽戶及鹽板の項
(14) 東華續錄、光緒八年四月
(15) 鹽法通志、卷八十七、緝私
(16) 國風報、第一年三十三號、宣統二年十二月
(17) 野澤豐「中國の半植民地化と企業の運命」敎大東洋史學論集第四
(18)(20) 東華續錄、光緒十五年八月、三十四年正月
(19)(28) 「浙案紀畧」中國近代史資料叢刊、「辛亥革命」㈢
(21) 東華續錄、光緒三十三年十二月
(22) 〃 光緒二十四年十二月、二十五年十二月
(23)(25) 江蘇民變檔案、「辛亥革命」㈢四〇三頁
(24) 現代中國の祕密結社「近代中國研究」好學社刊
(26) 菊地貴晴「唐才常の自立軍起義」歷研一七〇
(27) 「揚州常熟的下層群衆自發起義」光明日報一九五九年九月三日史學變週刊一六九號

あとがき

以上きわめて大雜把ではあったが、板曬法という製鹽技術の發生普及の經緯とそれが兩浙鹽業、清朝支配體制に直接間接に及ぼした影響について概觀したわけであるが、とくに板曬鹽の生產をめぐる諸關係については、資料的制約と筆者の理論構成の弱さのためにきわめて不十分なものに終ってしまった。この點については張謇・景本白らの鹽業經營などとも併せて今後の究明にまちたい。

ところで上述してきた兩浙鹽業の體制的矛盾の中から、清末の政治的變革の潮流にのって鹽政改革の機運が高まるが、辛亥革命において獨立した際、掲げられた兩浙鹽政改革のプラン(註)の中には、引商廢商などによる販運獨占を緩和することに加えて「改煎爲曬」が强くうたわれた。いうまでもなく、かかるプランが生み出された背後には、生產技術面での板曬法の有利性とともに、清代中期以降、清朝專賣體制や前期的鹽商と對決し、その支配に抵抗しながら板曬私鹽の生產を推進してきた江浙沿海地域の多數の鹽民たちのたゆまざる鬪爭があったことを忘れることはできない。かれらの果した歷史的役割はこうして近代的な鹽政改革運動の中に攝取されたのであった。はじめの豫定では以上のような問題を含めて、辛亥革命前後の鹽政改革の動向をみるつもりであったが準備不足のため果せなかった。この點本誌編集の方々に御迷惑をおかけしたことを深くお詫びする。

(註) 鹽政叢刊、上冊、「浙江軍政府鹽政局長宣言」